

## 試験研究炉等の核セキュリティ対策

令和元年度予算額 0.4億円（0.4億円）

担当課室：核セキュリティ部門

### <事業の背景・内容>

- 国際原子力機関（IAEA）の加盟国においては、核セキュリティ勧告等を踏まえた核セキュリティ対策を講じることが求められます。
- 本事業では、事業者には原子炉等規制法に基づく試験研究用等原子炉施設、核燃料物質の使用施設における核燃料物質の防護措置（核燃料物質の盗取、核燃料物質や原子力施設を妨害破壊行為を防止するための措置）を実施させるため、核物質防護規定の審査及び核物質防護に係る原子力規制検査を厳格に実施します。
- また、全原子力施設における防護措置の強化に資する調査研究等を実施します。

### <事業のスキーム>

- 新核物質防護システム確立調査  
核物質防護規制を高度化し、核物質防護規定の審査及び核物質防護に係る原子力規制検査を充実させるために必要な調査を実施します。

国

委託

民間団体等

### <具体的な成果イメージ>

- 核物質防護規定の審査及び核物質防護に係る原子力規制検査を厳格に実施することにより、試験研究用等原子炉施設等における核物質防護対策を維持・強化します。
- 核セキュリティ勧告、国内外のテロ動向等を踏まえ、核物質防護上の新たな脅威、防護措置の実効性を評価する手法等について技術的な調査研究を行うことにより、核物質防護対策を強化します。

#### IAEAが想定する、各国において核物質及び原子力施設の防護のために考慮すべきリスク

- 核爆発装置の製造を意図した盗取
- 放射性物質の飛散
- 妨害破壊行為

